

学童の最新動向学ぶ



岩手県学童保育連絡協議会
〒020-0122
盛岡市みがけ3-38-20
岩手県青少年会館内
Tel・Fax 019-681-0651

東北ブロック学童保育学習会

東北の各県連協が主催する東北ブロック学童保育学習会は1月19日に福島市の福島県青少年会館で開かれ、東北6県の学童保育関係者、議員、自治体担当者など128人が参加しました。

学習会では厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室の結城圭輔室長補佐が、「放課後児童クラブ関係の最新動向」について講演。最新の調査データをもとに放課後児童健全育成事業の実施状況を解説したほか、令和2年度の放課後児童クラブ関係予算について説明しました。

従うべき（職員配置）基準の参酌化について、「厚生労働省としては望ましい内容として設備運営基準（省令）を策定している。厚生労働省としては基準を変更していかない」とした上で、職員体制については「安全の確保が最優先。子どもたちが放課後の時間を楽しく過ごすため、必要な体制を確保してほしい」

支援員1人配置 補助金減額方向



学童保育の最新の動向について講演する厚生労働省の結城圭輔氏

と述べました。また、省令基準を下回る支援員の1人配置を行うクラブについては、現時点で補助金は減額する方向で話が進んでいるとの説明がありました。

続いて各県連協が現状を報告。「学童保育の質は、指導員の力量にかかっている。資格・配置基準は持たざるべき」、「条

例や指針は出来たが、県内ほとんどの市町村が5年たった今でも、児童数や施設面積基準が経過措置の中にあり、改善が図られないところも多い」などの現状が報告され、制度と現場の差異が浮き彫りになりました。

各県からの参加者は活発に意見交流を行い、課題意識を共有しました。

6月7日 新指導員学校

経験3年未満の指導員を対象とした、県連協主催の新指導員学校は6月7日に盛岡市の岩手県青少年会館で開催されます。

県連未加盟の方も参加できます。お申込み、お問い合わせは県連協事務所まで。

放課後児童クラブの職員の配置と資格については厚生労働省令と市町村条例で「ひとつの支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置（うち1人は補助員でも可）すること」とされています。

配置基準については令和2年度から参酌すべき基準となるため、県連協では県内の自治体に対し、

有資格者不在に注意！

きなくなると国から放課後児童健全育成事業として認められなくなり、補助金が受けられなくなる場合があります。職員の資格取得が十分に進んでいないクラブは注意が必要です。

常時複数配置を定めた現行の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」一条例を維持するよう働きかけています。

一方、放課後児童支援員の資格については経過措置があり、令和2年3月末までは認定研修修了予定者（みなし支援員）も有資格者に含めてよいことになっていました。経過措置が終了する4月1日からは、未修了者は無資格者扱いになります。

みなし支援員経過措置終了

「基礎資格を有する新規採用者に対し、採用後2年のうちに認定資格研修を受講することがみなし支援員の条件とする」などです。

無資格のみなし指導員が常態化することは避けなければなりません。学童保育が一時休止するような事態を避けるため、みなし支援員に関する限定的な条例改正が必要になる場合もあります。

条例改正については必要以上に配置や資格が切り下げられることがないよう注視しながら、地域の実情に応じた内容となるよう自治体に働きかけていきたいと思います。